

第4回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（松本委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、専決報告第8号「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 別所さんが顧問をされていたのですが、もうやめられることになったのでしょうか。

生涯学習課長) 芦屋市PTA協議会の御推薦ということですが、そのPTA協議会の役員から外れられるということですか。

木 村 委 員) 顧問から、次は副会長という肩書で来られているので、そのあたりがどうしてかなと思いました。

松 本 委 員) 顧問というのは役員ですか。前の役員の方は相談役みたいな形で、実際動かれている人ではないですね。別に役員ではなくても芦屋市PTA協議会が推薦した人ならいいということですか。

生涯学習課長) 今、私が間違えたことを言ったかと思うのですが、おっしゃるように、正確に言えば役員ということではないと思います。ただ、PTA協議会の規約の中には顧問を置くと書いてありまして、この芦屋市美術博物館協議会の委員はPTA協議会に御推薦いただくということで、どなたであろうが御推薦いただけ

ればそれはいいということです。基本PTA協議会はその役員であるとかPTA協議会の組織の中から御相談して御推薦いただいているようです。別所さんも2年間の任期だったので、1年は役員をされて、その後顧問になられたのだと思うのですが、こちらの希望とすると続けていただいたほうがありがたかったので、PTA協議会がそこを配慮していただいて別所さんを2年目も御推薦いただけたというのが現状だったと思います。今回はもう外れられたので、福井さんになられたということです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第9号「平成27年度芦教委第21号議案を取り下げることについて」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) ここで確認しておきます。富田碎花賞選考委員会を加えるということで1月18日に教育委員会において条例改正の議論していただき、同意をいただきました。その後、条例改正のための議会での可決を得るということですが、3月議会ではどうなっていましたか。

生涯学習課長) 本来、3月議会に上げるべく教育委員会で協議いただいて御承認いただいたのですが、法制担当と財政担当と相談はいろいろと随分前からしていたのですがなかなかうまくいかなくて、この御承認をいただいた後もまだ相談をしていた中で、推薦委員会というのが出てきました。推薦委員会も同じように附属機関としなければいけないと言われました。

結局そういうこともありまして、一旦議会に上程するのは控えたというか、しなかったということになります。その後、また相談を続ける中で、附属機関でなければいけないと言われていました。ただ、附属機関にすると、今、理由として申し上げているように委員名を公表するという原則があります。そうすると、選考委員のお名前は常に公表することになってしまいます。推薦委員はたくさんの中から10点だけを選ぶので、その方の個人名を公表すると個人的な圧力があるというのもありまして、通常どこのこういう賞でもそういう推薦委員会においても、最終審査に入るまで委員は公表しないと言われておりまして、富田碎花賞についても同じように、これまでも推薦委員は公表しておりませんでしたので、それはできないということになりました。

それでまた相談している中で、富田碎花顕彰会が現存していると、今、富田碎花賞の選考以外の活動は休止しますという形にはなっているのですが、なくなったということではなく、もちろん現存しておりますし、委員自体も、今までお願いしている選考委員もそうですし、推薦委員もほぼ全員に近い方が富田碎花顕彰会の会員として入っていただいておりますので、そう

いう状況の中での富田碎花顕彰会への委託で行うところは構わないという結論が出されましたので、こちらのほうがいろいろな諸条件、実情等を考えたときに合っているということで、そちらの方向で進めるという結論になったものです。

教 育 長) では、芦屋市議会への上程はしていなかったということですか。

生涯学習課長) はい、その前段でした。

教 育 長) 止まっていたということですね。

生涯学習課長) はい。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員) 前のときは芦屋市が28年度から主催となって実施することに伴いということだったのですが、顕彰会に委託して芦屋市が主催になって行うということですか。前は高齢化されてというようなお話があったかと思いますが。

生涯学習課長) それは選考することについてはなくて、富田碎花顕彰会が富田碎花賞を実施することの理由の1つとして高齢化になってということです。富田碎花賞を選ぶということではなくて、例えば準備段階の、どういうふうに進めていくかの大まかなところであるとか、当日の進行等も、本来富田碎花賞顕彰会のほうでやっていただいております。その部分と、あと費用面で難しいということで、市のほうでという話になりました。

選ぶことにつきましては、市の職員がすることができませんので、やはり専門の方でないと富田碎花賞にふさわしい詩集がどれかというのはなかなか選定することはできませんので、それは以前と同じで富田碎花顕彰会に入っておられる詩人の方に

お願いするということです。

浅井委員) 以前は芦屋市が主催していたものをある時期から顕彰会にお任せして、それをまた芦屋市の主催に戻すと受けとめていたのですが。

生涯学習課長) そうですね。芦屋市が財政的に行革をしなければいけない前までは芦屋市が主催でやっておりましたが、そのときの状態にほぼ近い形に今回なるかと思います。

浅井委員) では、附属機関とはしないが、芦屋市の主催で選考は行うということでしょうか。

生涯学習課長) 主催は芦屋市ですが、すぐれた詩集を選定するという点においては誰もができることではないので、その部分を富田碎花顕彰会の詩人の方々に業務委託することで、審査をしていただき、ふさわしい詩集を選んでいただいた後は、市が市長名をもって表彰し、そして会も市の庇護で全部進めていくことになっています。

以前も市がやっていましたが、附属機関ではありませんでした。それはそういうふうに市が何かを決めるときは附属機関でないといけないという見解が出たのがつい最近に示されたという状況になっています。

浅井委員) でもその附属機関にした場合、やはり委員名を公表しなければならないということに不都合が生じるということですね。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 選考委員だけでなく推薦委員も附属機関にしなければいけないというところが少しわかりません。推薦委員は、確かにプレの段階で余りそれを公表すると教科書選定と同じような問題

が出てくるという懸念はわかるので、それは公表すべきではないということですね。そういうふうに公表すべきでないものを、推薦委員会と選考委員会は性質が違うので、推薦の部分は顕彰会でやってもらって、選考委員会は附属機関という位置づけというのが一番きれいなのかなとは思いますが、それが法制のほうではだめだというところがなぜなのか、もう一つわかりません。

生涯学習課長) 私たちも、名前の公表のこともあるのですが、選考委員は最後の1つを決定するので、そういう意味ではまだ理解できるのですが、推薦委員は絞らない、1つまでにならないからいいのではないかと言ったのですが、だめという結果が出たのです。

木村委員) だめだと言われてしまったら、もう仕方ないとは思いますが、何となく、実質的な理由は何か知りたいなというのが少しあります。

生涯学習課長) なぜだめなのか説明を聞いても納得はなかなかできなかったのですが、だめと言われるので、そこは仕方がないなという感じでした。

社会教育部長) 元々は我々が今回、このやり方を変えるに当たって、条例の整備もしなければならぬことについてもきちんと伝え切れていなかった部分もあろうかと思えます。法制側は、もうこの富田碎花顕彰会が全くなくなってしまって、委員についても御協力を得られない中で市が新たに一からやるという感覚を持っておりましたので、きちんとルートに乗せていくなれば、附属機関を設置してやるということ、これはごく普通のことだったと思われます。

ただ、話をしていく中でそういう公表の問題であったり、実際に選んでいく方法、例えば市の附属機関であればこういう会議の席に2時間ほど来ていただいてお金を払うのですが、こういうものはなかなか2時間程度で得られるものでもないですし、他市の状況等を見ても、委託をして、その選考の一連のものをやっていただくところが主流でしたので、後々話を詰めていく中で最終的に法制もそれであれば、かつてやっていた方法と何ら変わらないということで最終的には時間もかかった上に、さらに取り下げるという形になってしまっております。そこは反省すべきところだったと思っております。

木村委員) その委託料は、内実はこの日額みたいなものとはほぼイコールの形で払うということですか。

社会教育部長) 日額の計算にはならないのですが、相当数の数を見ていただきますので、委託料として少しまとめてお支払いをします。ただ、それも他市の状況等も見ておりますが、妥当な、そんなに高い金額ではない予算の範囲内でさせていただこうと思っております。

小石委員) 委託料については、どういうことで使ったかという報告をもらうことになっているのですか。

生涯学習課長) 委託料につきましては、内容的には委員の報酬、報償費に当たる部分と、最後、選考会や推薦会を1回ずつはしますから、その旅費であるとか、そういう部分のみになります。委託なので、見積もりとして幾らぐらいというのはいただく形にはなりません。

小石委員) 見積もりはもらっているのですね。

生涯学習課長) もちろん、最初に幾らぐらいというのはいただいて、それをこちらで見させていただいて、大丈夫であればその額でお支払いするという形になります。

教 育 長) 委員の皆さんにおかれましては、少し腑に落ちない部分があるかと思えます。一番の責任者である私としては、部長も申し上げましたが、取り下げというのは事務局としては恥ずかしい行為だと思っております。

今回取り下げの議案を上げたのは、選考委員よりもその前の推薦委員についての公表にかかることと、選考に関してフリーハンド的に、自由に慎重に時間をかけてやっていただくためにも委託という形をとらせていただくほうが妥当ではないかと、法制との連携の中で最終的に落ち着いたということです。議会に上程して可決をされておりましたら、また別のプロセスを踏まざるを得ないと思えます。

管 理 部 長) 一部改正する条例を一部改正する条例を上げないといけない。

教 育 長) もうこれで、取り下げてまた上げるということはないですね。そこだけは、最終、確認しておきます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言